

佐野市森林整備計画

計画期間 { 自 令和 4 (2022) 年 4 月 1 日
至 令和 14 (2032) 年 3 月 31 日 }

栃 木 県
佐 野 市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止 又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15

4	その他必要な事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムに関する事項	16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	23
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の 施業の方法に関する事項	23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	23
Ⅴ	その他森林整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	24
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24

<別表>

- 別表1 水源の涵養の機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
- 別表2 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
- 別表3 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
- 別表4 保健文化機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
- 別表5 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

※ 附属資料

- ① 佐野市森林整備計画概要図
(公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域)
- ② 佐野市森林整備計画概要図
(林道開設予定路線他)
- ③ 佐野市森林整備計画概要図
(鳥獣害防止森林区域)

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

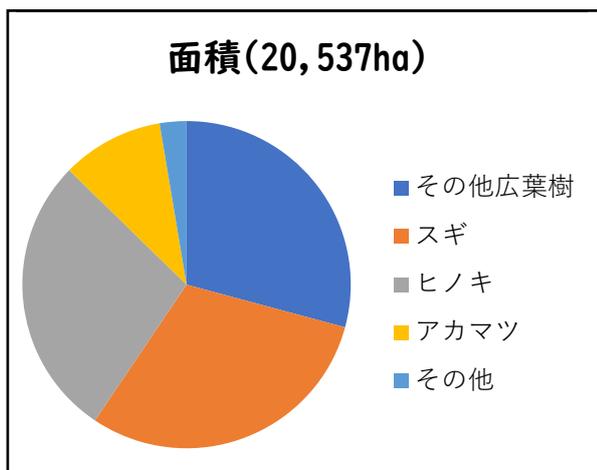
I 森林整備の現状と課題

本市は、栃木県の南西部に位置し、東は栃木市、西は足利市、群馬県桐生市、南は群馬県館林市、板倉町、北は氷室山や根本山をはじめとする1,100m級の広大な山岳地帯を経て鹿沼市、群馬県みどり市と接しており、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっている。

本市の森林面積は、総面積35,604haの61%にあたる21,782haで、そのうち民有林面積が20,537ha（森林面積の94%）となっている。民有林のうちスギやヒノキなどの人工林面積は12,538haであり、人工林率は61%で県平均を大きく上回っている。

しかし、材価の長期低迷や林業経営意欲の減退等、森林を取り巻く厳しい情勢のもと森林の手入れがされず放置される森林が増加している。そのため、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境にやさしい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な間伐・伐採を推進することが重要な課題である。

また、森林の持つ水源涵養、土砂の流出・崩壊防止及び快適な生活環境の保全、保健・文化・教育的な利用の場の提供や地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の公益的機能や木材等生産機能など、森林の多面的機能への期待が高まってきている。このため本市においても、林業・木材産業の振興を図るとともに、住宅地周辺の生活に密着した里山林の保全整備を推進するなど、森林の有する機能に応じた多様な森林整備が課題となっている。



項目	面積(ha)	面積構成比(%)
其他広葉樹	5,997	29.20
スギ	6,207	30.22
ヒノキ	5,732	27.91
アカマツ	2,062	10.04
その他	539	2.63
合計	20,537	100.00

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション等、木材生産などの各機能を総合的かつ高度に発揮させるため、併存する機能に配慮し地域における最も重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図ることとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

渡良瀬川地域森林計画で定められた森林整備に関する基本的な事項を踏まえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に基づく区分に応じた森林整備を推進することとする。

各機能に応じた森林の望ましい姿並びに保全の基本方針については、次のとおりである。

【森林の有する機能と森林整備及び保全の基本方針】

森林の区分	重視する機能	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
公益的機能	水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進するとともに、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする。 ・伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散させる。 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
	山地災害防止機能／土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮したうえで、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ・集落等に近隣する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定や適切な管理を推進する。 ・溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を行う。
	快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とする。 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 ・快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林 ・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 ・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息・生育に適している森林 	<p>(保健・レクリエーション機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 <p>(文化機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

			<ul style="list-style-type: none"> ・風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 (生物多様性保全機能) ・原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林などの属地的な機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 ・施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 ・将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を推進する。

【参考（森林の有する機能）】

機能区分	機能の説明
水源涵養機能	水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能
木材等生産機能	木材等森林で生産される資源を培養する機能

3 森林施業の合理化に関する基本方針

近年、材価の低迷による収益性の低下や林業労働者の減少・高齢化が進行するなか、後継者等の減少により個別経営が次第に困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、フォレスターや森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じた、森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、面的な施業集約化を推進する必要がある。また、生産性の向上を図るため高性能林業機械等の新たな機械化による作業システムの定着や技術者養成を計画的に推進する必要がある。

このため、渡良瀬川流域森林・林業活性化センターに積極的に参画し、森林施業の合理化や地域材の推進等の合意形成を図り、近隣の市町村や森林組合等と連携して、関係者・市民等が一体となって取り組み、林業経営の改善及び合理化を推進し、低コスト林業の確立を図ることとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢については、地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成や集材の方法を勘案して定めるものとする。この際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹	萌芽によ る広葉樹
全域	35年	40年	30年	30年	100年	100年	15年

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

注) 2 「サワラ」については「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。（更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること）

集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区分	内容	方 法
皆 伐	主伐のうち択伐以外のもの	皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの	<p>択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> <p>植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積にかかる伐採率を30%以下とし、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とする。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施することとする。</p> <p>新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は佐野市と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。</p>

【立木の伐採（主伐）の留意事項】

- 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木などについて、保残等に努めることとする。
- 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。
- 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。
- 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとする。
- 伐採を行う際には森林経営計画及び伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
 なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を目安として定めるものとする。

【人工林の生産目標ごとの主伐の林齢】

樹種	生産材の径級目標			目安林齢
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

3 その他必要な事項

- ・長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、次のとおりとする。

$$\text{長伐期施業の平均的伐採林齢} = \text{標準伐期齢} \times 2 \times 0.8$$

- ・長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。

【人工造林の対象樹種】

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とする。また生長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の導入にも努めることとする。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れることとする。

さらに、新たな造林方法の導入や風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は佐野市とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数について、施業の効率性や気象その他の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

- ① 複層林化や混交林化を図る場合の上層木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。
- ② 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は佐野市と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について定めるものとする。

【その他人工造林の方法】

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽等の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとする。
植付けの方法	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。また、育苗期間を短縮でき、植付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を進めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を進める。なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下とおり定めるものとする。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針】

区 分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆 伐	2年以内
択 伐	5年以内

※上記年数は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算した年数とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌などの自然条件や周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を定めるものとする。

【天然更新の対象樹種】

区分	樹種名	備考
天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、ブナ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ブナ	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈（概ね50cm）以上のものに限る。）を更新することとする。

【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

樹種	期待成立本数(本/ha)
アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	10,000

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区分		標準的な方法
下種更新の補助作業	地表処理	地表処理については、ササや枯れ葉等の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
	刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
	植込み	土壌の乾燥などにより、発芽・生長が阻害されるおそれがある場合には、低木や林床植生を部分的に残置し、下種後には必要に応じて落葉などを散布する。また、目的樹種が成立しない箇所には補植することとする。
	その他	目的樹種の生長の妨げとなる草木やササのほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去することとする。
萌芽更新の補助作業	芽かき植込み	ぼう芽の優劣が明らかとなる3～4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2～4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行うこととする。
	その他	目的樹種の生長の妨げとなる草木やササのほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去することとする。

イ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法を下記のとおり定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業または人工造林により適確な更新を図ることとする。

【天然更新完了基準】

更新完了の確認方法については、概ね草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状況を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

当区域については、原則人工針葉樹の区域とするが、必要に応じて以下の森林を含めることとする。

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

森林の区域
種子を供給する母樹が存在しない森林
天然稚樹の育成が期待できない森林
林床や地表の状況、病虫害などの被害状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新等の状況から天然更新が期待できない森林
面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めることとする。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)の【人工造林の対象樹種】による。

イ 天然更新の場合

2の(1)の【天然更新の対象樹種】による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めることとする。

【生育し得る最大の立木本数として想定される本数】

樹種	生育し得る最大の立木本数として 想定される本数(本/ha)
アカマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、ブナ	10,000

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次により定めるものとする。ただし、下表以外による間伐を制限するものではない。また、人工針葉樹の標準伐期齢以上の間伐の適用時期については、18歳級を目安とするが、その当該森林の現況や立木の成長力等に留意することとする。新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は佐野市と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

【標準的な間伐の実施時期と回数】

樹種	生産目標	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)							主伐 (目安)
				初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物:柱材	密仕立て	4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中仕立て	3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中仕立て	3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密仕立て	4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎仕立て	2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物:柱材	密仕立て	4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中仕立て	3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中仕立て	3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密仕立て	4,000	18	24	30	42	54	67		80

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> ●間伐木の選定方法については、主として形質不良木の除去を目的として行うこととするが、立木の適正配置を考慮して形質の良い木についても選定の対象とする場合がある。 ●間伐率は、おおむね20～35%とする。なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分に8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととする。 ●間伐により適度な下層植生を促す適正な林分構造が維持されるよう努めるものとする。 ●平均的な間伐の実施時期の間隔については、標準伐期齢未満のものについては10年、標準伐期齢以上のものについては15年とする。 ●間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。 	<p>この基準は一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては、個々の森林の生育状況に応じて適期にかつ的確に行い、林木の健全な育成を促進するものとする。</p>

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるものとする。

【保育の種類別の標準的な方法】

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施することとする。

○下刈り：1～7年生程度（必要に応じ延長） ○つる切り：10年生前後（回数適宜）

○除伐：12年生前後（回数適宜） ○枝打ち：無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施

【その他間伐及び保育の基準】

局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、上記の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差違等に応じた間伐又は保育の方法を定めることとする。

【参考（保育の種類）】

保育の種類	保育の方法
つる切り	つる類が広範囲に集中して繁茂している箇所については、つる枯れの薬剤を散布することにより、立木の良好な生育を維持するよう努めることとする。
下刈	郷土樹種等により形成されている林分で「森林とのふれあい」を重視する地域においては、望ましい森林の姿とするため、必要に応じ保育の基準の林齢を超えたものについても下刈を実施するなど適正な森林整備に努めるものとする。
枝打ち	付加価値の高い良質な無ぶし材をつくるために下刈を終えたら、除伐と平行して枝打ちを行い、概ね30年生に至るまでに数回、計画的な枝打ちを実施するものとする。
その他	周辺環境に配慮すべき人工林や、生育が悪く木材利用に向かない人工林などは、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行することとする。

3 その他必要な事項

これまで間伐が十分に実施されていない人工林については、風雪害に留意し間伐を実施するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、I-2 森林整備の基本方針【森林の有する機能と森林整備及び保全の基本方針】に基づき、次のとおりとする。

【公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林】

区分 ゾーニング	対象とすべき森林	森林施業の方法
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源涵養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要な湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等	森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の延長を図ることとし、標準伐期齢+10年とする。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分が高い森林など土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等	森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林など快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等	これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めることとする。
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健保安林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等	また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、I-2森林整備の基本方針【森林の有する機能と森林整備及び保全の基本方針】に基づき、次のとおりとする。

【木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林】

区分 ゾーニング	対象とすべき森林	森林施業の方法
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林	森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

【森林の区分と区域】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)	備考
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の間隔を延長 ・標準伐期齢+10年 ・皆伐20ha以下	別表1のとおり	18,988	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む。
		別表2のとおり	55	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業 ・標準伐期齢×2×0.8 ・皆伐20ha以下	別表3のとおり	622	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む。
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業 ・標準伐期齢×2×0.8 ・皆伐20ha以下	別表4のとおり	748	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む。
		別表5のとおり	74	

(注) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

3 その他必要な事項
該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の北西部の急峻な地形の山間部は、県南地域の林業地帯の一角を為していたが、小規模の林業経営が主流であり、長期に渡る材価の低迷などにより、経営意欲が大きく減退している。さらに、近年は森林所有者の「高年齢化」や「不在地化」、「世代交代」などによって森林管理意識が低下し「山離れ」が進行している。このため、森林所有者に代わり森林組合などが中心となって森林経営計画を作成し森林の管理を行っている。

このことから、山間部の林業地帯においては、意欲的な林業事業者等による積極的な長期受委託契約に基づく森林経営計画の作成を促進することとする。

また、平地林においては、「とちぎの元気な森づくり事業」を活用し、身近な里山林の整備や森づくりボランティア活動などを推進することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

本市では意欲的な林業事業者等による属地的施業を中心とした積極的な受委託契約に基づく森林経営計画の作成を促進することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

フォレスターや森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じた、森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、面的な施業集約化を推進することとする。また、そのメリットを活かした効率的な路網や作業ポイントを配置することで、機械化に対応した施業体系を確立し、施業の低コスト化を推進します。その実行確保により、森林の適正管理と森林資源の活用に資することとする。なお、獣害被害が甚大であることから、山頂部や尾根筋における皆伐施業後の植栽については、野生生物との共生を目的とした広葉樹への樹種転換を推進することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

適切な経営管理が行われていない森林について、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度の活用により森林整備を進めていく。

本市が森林所有者の意向を確認し、要望があった場合に森林所有者の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。林業経営者は森林経営計画を策定し、適切な森林の管理を行っていく。一方、経営管理に適していない森林については、本市が間伐などの適切な管理を行っていく。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の民有林の大部分が小規模森林所有者であり、現在の林業情勢の悪化から林業に対する経営意欲の低下や森林所有者の高齢化等も伴い、計画的に森林施業を行っている林家はごく少数である。現在本市で行われている森林施業の多くは、森林組合が主体となり実施している状況である。

このような状況を踏まえ、今後は森林所有者に対し、森林適正管理の必要性についての普及啓発を市や森林組合、林業振興会等が連携して実施するとともに、併せて本市の林業労働力の担い手である森林組合をはじめとする林業事業者への施業の受委託を積極的に働きかけることにより、森林施業の共同化を促進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市では、林家個人で伐採・造林・保育及び間伐等を計画的に実施し、森林の適正な管理を行っていくことは非常に困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、森林施業の団地化を計画的に実施し、将来的な主要林業地区を見据えて、施業実施協定を促進して、森林組合等との連携を密に進めることとする。

また、不在村森林所有者や経営意欲の低下した森林所有者に対する森林施業に関する啓発や営林の指導及び森林の経営受委託等の働きかけを積極的に行い森林施業の共同化を促進し、森林組合や意欲のある林業経営体や林業事業者への施業・経営の集約化を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項を旨として作成するものとする。

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業者等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 森林施業を共同で実施する者（以下「共同施業実施者」という。）の一部が施業の共同化を遵守しないことにより、他の共同施業実施者が不利益を被ることのないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は、VのIの(1)で定められた区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力するものとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本計画区は中傾斜地から急傾斜地が多いものの、車両系集材が中心となっている。地形上の制約から、路網は沢沿いの突っ込み林道とそこから枝状に分岐する森林作業道が主であり、林内路網密度は18.1m/haと県平均を下回っている。

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10トトラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械や急傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行うこととする。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用することとする。

なお、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については次表に示すとおりであり、木材搬出予定箇所に適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

【路網整備の水準及び作業システムの基本的な考え方】

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網 (林道・林業専用道)
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	110m以上	35m以上
中傾斜地 (15°～35°)	車両系 作業システム	85m以上	25m以上
急傾斜地 (35°～)	車両系 作業システム	60 [50] m以上	20m以上
	架線系 作業システム	5m以上	5m以上

注) 個々の施業地における路網密度の目安。

注) 「急傾斜地」の[]書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)に関する事項

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ、施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進することとする。

さらに、計画期間内に基幹路網整備あわせて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定するものとする。

【路網整備推進区域】

路網整備推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
飛駒1	444	<small>ちかざわせん</small> 近沢線	380	1	
飛駒2	119	<small>りょうたほせん</small> 両田保線	800	2	
新合1	149	<small>かんまひこません</small> 閑馬飛駒線	400	3	
野上1	346	<small>ひがしさくほらきたせん</small> 東作原北線	390	4	
氷室1	198	<small>おおにんばさくはらせん</small> 大荷場作原線	760	5	
合計	1,256		2,730		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網の整備に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）及び栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）に従い開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については次のとおりである。

【基幹路網の開設・拡張に関する計画】

○開設

開設/拡張	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設	ちかざわせん 近沢線	380	444		
	りょうたほせん 両田保線	800	119		
	かんまひこません 閑馬飛駒線	400	149		
	ひがしざくほらきたせん 東作原北線	390	346		
	おおにんばさくほらせん 大荷場作原線	760	198	○	
	計	2,730	1,256	760m	

○拡張(改良)

開設/拡張	路線名	延長(m)	箇所数 (箇所)	前半5カ年 の計画箇所	備考
拡張(改良)	さくほらそうりせん 作原沢入線	100	3	○	
	くろさわひがしせん 黒沢東線	20	3		
	ほそおざわせん 細尾沢線	10	1		
	くろさわせん 黒沢線	50	1		
	こおとせん 小戸線	100	3	○	
	まつざかせん 松坂線	10	1		
	はせばかんません 長谷場閑馬線	70	4		
	しらいわかきだいらせん 白岩柿平線	100	2		
	ちかざわせん 近沢線	470	2		
	おおがません 大釜線	10	1		
	こおろしょうんじせん 小室正雲寺線	100	2		
	おおあみいりやせん 大網入谷線	100	2		
	くろさわにしせん 黒沢西線	20	3		

	けのざかせん 毛野坂線	10	1		
	すみやせん 炭屋線	50	1		
	にしざわせん 西沢線	40	1		
	おまたせん 小又線	50	1		
	いなむらざわせん 稲村沢線	100	2		
	からざわせん 唐沢線	40	1		
	おちくらざわせん 落倉沢線	20	1		
	おおくらざわせん 大倉沢線	20	1		
	ながいしせん 長石線	100	2		
	うしのさわいづはらせん 牛の沢出原線	100	2		
	おおにんばきうらざわせん 大荷場木浦沢線	100	2		
	おおにんばさくほらせん 大荷場作原線	100	1	○	
	計	1,890	44	300m	

○拡張(舗装)

開設/拡張	路線名	延長(m)	前半5カ年の計画箇所	備考
拡張(舗装)	ちかざわせん 近沢線	380		
	ねごやせん 根古屋線	500		
	おおにんばさくほらせん 大荷場作原線	100	○	
	計	980	100m	

- 注) 1 上記基幹路網の種別は林道である。
 2 利用区域面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。
 3 前半5カ年とは、令和4年4月1日から令和9年3月31日までである。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、栃木県森林作業道作設指針(平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知)に従い開設することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市の林家の大部分は小規模所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難なため、森林施業の共同化等を通じて合理化を進め、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、路網整備や生活環境の総合的整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることが必要である。

また、新規就業者の確保・育成については、栃木県林業労働力確保支援センターを中心に関係団体と連携を図りながら、林業労働力の確保の促進に関する基本計画に基づき確保を図るとともに、経験年数や能力に応じた段階的なキャリア形成の促進を図ることとする。さらには、今後は森林経営計画に基づき、意欲のある林業事業者等が森林施業を担うことから、地域森林の計画・提案ができる森林施業プランナーの育成を図るとともに事業者の経営基盤や業務執行体制の強化を推進することとする。

(2) 林業労働者、林業後継者の育成方策

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種作業の受委託の拡大等を図り、作業班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努め、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格の取得を目指すこととする。

また、後継者が安定した林業経営を維持できるように、林業経営の改善及び合理化を推進し、森林保全や木材確保の重要性について、地域住民等を対象に行う林業体験や林家宿泊等の取り組みを通じて広く啓発普及することで、森林施業の放棄を防ぎ林家の減少を防止し、あわせて地域の生活環境の改善等にも努めることとする。

(3) 林業事業者の体質強化方策

本市の森林施業の中心的役割を果たす森林組合を育成強化するため、作業班員の資質の向上、自己資本の充実を促進するとともに、森林経営の受託拡大を図るため、森林施業プランナーの育成のための講習会等を積極的に進めることとする。併せて、関係機関の指導を得て役職員に対する組合経営指導、技術研修会、講習会等の開催を積極的に進めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の人工林は、35年生以上で主伐期を迎える森林が増加傾向にあるが、現在の林業採算性の悪化に伴い、林業就労者の減少及び高齢化傾向の中にあっては、間伐の実施が遅れている森林も見受けられる。

零細な林家個人で、林業機械を導入し森林施業を行うことは非常に困難であるため、施業の多くは、森林組合等が受託して行われている。そこで森林組合等林業事業者では、生産性を向上させ生産コストの低減を図る必要があることから、高性能林業機械の導入による新たな機械化作業システムの定着に努めることとする。



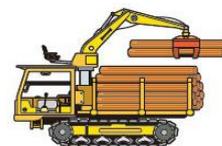
プロセッサ



グラップル



スイングヤーダ



フォワーダ

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 集材	緩斜面	チェーンソー グラップル フォワーダ	チェーンソー・プロセッサ ハーベスタ グラップル フォワーダ
	急斜面	チェーンソー グラップル付 フォワーダ	チェーンソー・プロセッサ ハーベスタ グラップル スイングヤーダ
造林 保育	地拵・下刈	刈払機	刈払機
	枝打	人力、鎌、鋸	人力、鎌、鋸

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における木材の生産流通・加工については、林業就労者の減少及び高齢化、生産コストの増大等により低迷が続けている。また、さらなる販路拡大・認知度向上による利用拡大を図るため、地域材のブランド化に取り組むとともに、「森林認証制度」の普及啓発に取り組むこととする。

特用林産物のうちシイタケの生産については、いずれも小規模な個人経営であり生産量は横ばいである。今後は、原木ほだ木の安定的供給、菌床栽培の導入、経営の共同・合理化及び品質の向上を図り、農協等と連携して販路の拡大に努めるとともに、シイタケの生産振興を図ることとする。

【林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設】

施設の種類の	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
小径木加工	豊代		1				
製材工場	岩崎		2				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を次のとおり定めることとする。

ア シカ

区域名	林 班	区域面積(ha)
佐野	佐野 002～020、025	387.99
赤見	赤見 001～020	834.66
田沼	田沼 001～014	611.83
三好	三好 001～015	655.62
野上	野上 001～063	4683.65
新合	新合 001～056	2538.19
飛駒	飛駒 001～057	3756.33
葛生	葛生 001～027	1325.04
常盤	常盤 001～042	1767.15
氷室	氷室 001～053	3900.26

イ クマ

区域名	林 班	区域面積(ha)
野上	野上 004、014、021～025、028～042、048、050、055、056、060、062	2123.00
新合	新合 014、018、020、026、032、036	54.93
飛駒	飛駒 014、027、031～046、053	1140.88
常盤	常盤 009～011、014～028	825.48
氷室	氷室 001～007、013～028、030～041、043、046、048～053	3063.44

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の種類	防止対策
シカ	・人工植栽が予定されている森林を中心に、防鹿柵の設置を推進する。 ・植栽後は防鹿筒の設置、忌避剤の散布を推進する。
クマ	・剥皮防止帯の設置を推進する。

上記の防止対策の実施にあたっては「栃木県ニホンジカ管理計画」「栃木県ツキノワグマ管理計画」「佐野市鳥獣被害防止計画」などとの調整を図ることとする。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

本市における松くい虫の被害は、近年横ばい状態ではあるが、依然として高齢級の松林を中心に被害が発生している。このような状況から、森林病虫害等防除事業により被害木の伐倒駆除を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであり、地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域住民と一体となった健全な森林育成に努めることとする。

ナラ枯れ被害については、全国的に急激な広がりを見せており、関係機関等との情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、被害発生時の防除実施体制を構築する。

但し、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

シカ及びクマの対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域以外でのシカ及びクマによる被害対策の方針は、必要に応じて調査や巡回、情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努め、被害が確認された場合は、速やかに対策を講ずることとする。

3 林野火災の予防方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、森林所有者や登山者に対し、煙草や焚き火等の取扱いについて指導することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、「佐野市火入れに関する条例（平成26年3月26日条例第2号）」を遵守し、森林病虫害の駆除等に努めることとする。

5 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能増進に関する特別措置法第3条の規定する基本方針に基づく、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林については、本市に該当はない。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
該当なし

4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるものと認められる区域
森林法施行規則第33条第1号口の規定による区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積(ha)
佐野	佐野 001～025	464.29
赤見	赤見 001～020	834.66
田沼・三好	田沼 001～014、三好 001～015	1267.45
野上	野上 001～063	4683.65
新合	新合 001～056	2538.19
飛駒	飛駒 001～057	3756.33
葛生	葛生 001～027	1325.04
常盤	常盤 001～042	1767.15
氷室	氷室 001～053	3900.26

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項
該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材の利用促進を県・森林組合等と連携して図ることにより、地域振興につなげることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市は首都圏に位置することから今後、都市住民等の森林に対する保健文化的な森林の総合利用などのニーズの高まりが予測される。

このため、森林所有者や市民等との合意形成を図るとともに既存の施設を活用しながら、「野鳥の森」、「ふれあいの森」等自然に親しむための保健文化機能を取り入れ、学習の場や教育活動の場としての活用を促進し、森林空間の総合利用を図りつつ、貴重な森林の保全を図るものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林の水源涵養等、市民生活にとって非常に重要な役割を果たしていることを、広大な森林を有する本市の地域住民により一層の普及啓発することで、森林の適正な管理の必要性を認識してもらうことに努めることとする。これにより、地域住民の森林づくりに対する気運の高まりを促進し、森林づくりへの直接参加を推進・支援することとする。

また、市内に分布する平地林を学習林として活用し、市内の小・中学生などに対して、自然の大切さや郷土愛を育むため、下刈りや自然観察、野外体験等を推進することとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本市を源流とする旗川・彦間川・秋山川は、本市をはじめ下流の市町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流域の都市住民にこのような上流にある森林の多面的機能の恩恵を享受しているということを理解してもらえよう積極的に働きかけ、その機能の維持・増進を図るために、下流域の住民・団体による森林づくりへの参加を推進するとともに、受け入れ態勢を整備することとする。

(3) 組織体制の強化に関する事項

現在の林業行政をより推進するため、現存する林業振興会を推進母体として、林業行政を推進する上での課題や問題点を整理し、他の林業関係団体との連携を図りながら、行政が担当すべき分野と林業関係団体が担当すべき分野との役割分担を明確にしながら、組織体制の強化を図っていくこととする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度について、森林組合を始めとした林業事業者や一般社団法人とちぎ環境・みどり推進機構と協力しながら、森林所有者への意向調査、経営管理権の設定、森林経営管理権集積計画の作成、現地の測量調査、再委託した林業経営者や本市による森林整備事業を推進していく。

7 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発・経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 市有林の整備に関する事項

市有林252haについては、徐々に立木蓄積を増やしてきているが、林業経営としての採算は見込めない現状である。しかし、森林の多面的機能を維持するため適切な森林施業を計画的に実施することとする。

(4) その他

『佐野市内の公共建築物における木材の利用促進に関する方針（平成30年改訂）』に基づき、木材利用を促進するとともに地元材を利用することで、地域振興を図っていくこととする。

【別表1】 水源の涵養の機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
葛生	(林班の全域) 1~4、6、8~22、24~25 (林班の一部) 5、23、26~27	1285.77
佐野	(林班の全域) 18~21 (林班の一部) 2	42.93
三好	(林班の全域) 2~14 (林班の一部) 15	652.21
常盤	(林班の全域) 2~5、7~27、29~34、36~42 (林班の一部) 1、6、28、35	1732.39
新合	(林班の全域) 1~56	2538.19
赤見	(林班の全域) 1~15	732.63
田沼	(林班の全域) 1~4、7~10 (林班の一部) 6、11	324.44
飛駒	(林班の全域) 1~3、5、10、12、16、21~24、26~29、32、34~46、49~51、53、56~57 (林班の一部) 4、6、9、11、13~15、17~20、25、30~31、33、47~48、52、54~55	3268.27
氷室	(林班の全域) 2~6、9~53 (林班の一部) 1、7、8	3841.19
野上	(林班の全域) 1~5、8~50、52、54~56、58~63 (林班の一部) 6~7、51、53、57	4569.65

(注)

- ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表2】 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
葛生	(林班の全域) 7	14.92
佐野	(林班の一部) 1	1.80
三好	(林班の全域) 1	2.17
赤見	(林班の一部) 17、20	5.83
田沼	(林班の全域) 5、12	29.80

(注)

- ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表3】 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
葛生	(林班の一部) 5、23	17.7
常盤	(林班の一部) 1、6、28、35	15.46
飛駒	(林班の全域) 7~8 (林班の一部) 4、6、9、11、13~15、17~20、25、30~31、33、 47~48、52、54~55	477.18
氷室	(林班の一部) 1、7、8	38.90
野上	(林班の一部) 7、51、53	72.90

(注)

- ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
 イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表4】 保健文化機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
葛生	(林班の一部) 26~27	6.65
佐野	(林班の全域) 3~6、8~17、22~25 (林班の一部) 2	401.24
三好	(林班の一部) 15	1.24
赤見	(林班の全域) 16	40.72
田沼	(林班の全域) 13~14 (林班の一部) 6、11	257.59
野上	(林班の一部) 6、57	40.64

(注)

- ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
 イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表5】 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
佐野	(林班の全域) 7 (林班の一部) 1	18.32
赤見	(林班の全域) 18~19 (林班の一部) 17、20	55.48

(注)

- ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
 イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。